

■ 介護支援専門員実務研修受講試験 受験資格 ■

【受験要件】※①または②のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- ① (下表) の第 1 号から第 4 号に定める期間が通算して 5 年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が 900 日以上であること。
- ② (下表) の第 5 号に定める期間が 10 年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が 1,800 日以上であること。

(下表)

第 1 号	<p>次の法定資格を有する者が、その資格に基づき当該業務に係る業務に従事した期間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士</p> </div> <p>※第 1 号に該当する場合、当該業務に係る業務に従事した期間は、当該資格の免許の登録の日以降が算定されます。</p>
第 2 号	別紙 1 に掲げる相談援助の業務に従事した期間
第 3 号	別紙 2 に掲げる相談援助の業務に従事した期間
第 4 号	<p>次のいずれかの要件を満たす者が、別紙 3 に掲げる介護等の業務に従事した期間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉主事任用資格を取得したこと。</li> <li>2 介護職員初任者研修若しくは実務者研修またはこれらに相当する研修（社会福祉施設長資格認定講習等）を修了したこと。（ヘルパー 2 級含む）</li> <li>3 第 1 号に掲げる国家資格を取得したこと。</li> <li>4 区分 1109 を除く別紙 1、別紙 2 の 1 または 2 に掲げる相談援助業務従事者として 1 年以上勤務したこと。</li> </ol> </div> <p>※第 4 号に該当する場合、上記の 1～4 の要件を満たす前の介護等の業務に従事した期間も算定されます。</p>
第 5 号	第 4 号に掲げる要件を満たさない者が、別紙 3 に掲げる介護等の業務に従事した期間

平成三〇年度試験より受験資格なし

※ 1 いずれの区分についても、要援護者に対する直接的な対人援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。（教職者や研究業務を行っている場合は不可）

※ 2 第 3 号～第 5 号に掲げる受験要件については、平成 29 年度試験までの経過措置となります。平成 30 年度以降は、第 3 号～第 5 号の受験要件では受験できませんので、ご注意ください。